

保護者の皆様へ

坂井市立三国中学校
PTA会長 岩本 修一

投票制への御質問等に関する回答について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校のPTA活動に多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件について、昨年度寄せられた投票制の質問への回答をまとめました。参考ください。

記

1 本校PTA役員選出に係る投票制について

Q1： 投票制は賛成ですが、会長や副会長はどのように選出するのですか。〇〇小学校では、〇年度は〇〇地区から会長を選出、〇〇地区から副会長というように選出していました。そのように具体的に決まっていたら、後々スムーズに進んでいくと思います。

A1： ・ローテーション順により決まっています。

・本校では、会長の役職に就く前年度に副会長を務めることになっています。今後3年間の会長は、下記のようになっています。

〔令和5年度〕 R4年度の副会長（三国西小学校区）がR5年度の会長になります。

R5年度の副会長に選出された方（雄島小学校区）が市P連の副会長を務めます。

〔令和6年度〕 R5年度の副会長（加戸小学校区）がR6年度の会長になります。

R5年度の副会長に選出された方（雄島小学校区）が市P連の会長を務めます。

〔令和7年度〕 R6年度の副会長（三国南小学校区）がR7年度の会長になります。

R7年度の副会長（三国北小学校区）がR7年度の市P連の副会長を務めます。

Q2： ・対象となる全ての方から投票で選ぶのですか。

A2： ・出身小学校の中から選んでいただきます。例えば、お子さまが三国南小学校出身ならば、三国南小学校出身の新中学1・2年生の名簿を見て、最大3名まで選んでいただきます。

・なお、新3年生は投票対象ではありません。PTA役員の任期が原則的に2年だからです。

Q3： 小学校によって児童数がかかなり違うので、不公平になるのではないですか。単純に倍率が2倍近く変わる場合もあります。それについて配慮はありますか。

A3： A2で書かせていただきましたが、出身小学校区を越えて投票するのではなく、出身小学校の中から選んでいただきます。また、各小学校の会員数が異なるため、小学校区によって投票数に差が出ますが、致し方ありません。

Q4： 立候補制度があるとよいと思います。

A4： 事前に立候補期間を設けます。また、立候補者がいる場合も投票を行います。

Q5： 投票制にするならば、安易な気持ちで投票しないほしい。学級委員等を選出するわけではないので…。

A5： ・おっしゃるとおりです。安易な気持ちで投票しないようしっかり周知します。

・投票に責任をもっていただくため、記名投票にいたします。

Q6： 投票の際、名簿の上や下にある方が選ばれる確率が高いように思います。

A6： 令和2年度、PTA副会長の投票を行いました。名簿の番号を選んだり、名簿に○をつけたりするのではなく、名前を記入していただきました。その際、懸念されている状況は起こりませんでした。今後も同じ方法で行う予定です。

Q7： 選出された場合、本人の都合で引き受けることができなかつたり、お住まいの地区等で役職をもっていたりする場合があります。その場合、どうなりますか。

A7： 様々な御事情があろうかと思いますが、御協力をお願いしたいと考えています。なお、本校のPTA執行役員は7人（会長、副会長4人、会計、書記）です。お互いにカバーしあって、無理のないように取り組んでいます。